

介護予防訪問看護・訪問看護サービス 契約書、重要事項説明書、同意書

奄美医療生活協同組合
生協訪問看護ステーションあまみ
鹿児島県奄美市名瀬長浜町8番7号

サテライト生協訪問看護ステーションせとうち
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋松江16番4号

サテライト生協訪問看護ステーションあまぎ
鹿児島県大島郡天城町平土野7番地1

介護予防訪問看護・訪問看護サービス 契約書

第1条(サービスの目的及び内容)

奄美医療生活協同組合の介護予防訪問看護・訪問看護サービス事業所は、利用者の立場にたって、介護保険法等の関係法令及びこの契約書、重要事項説明書に従い、利用者に対し生活の質の確保、日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに家族・地域等の支援により住み慣れた地域社会や家庭で療養ができるようにします。

2 主治医(かかりつけの医師)の指示書に基づき、次のサービスを提供します。

(1)療養上の世話

食事(栄養)の管理・援助、排泄の管理・援助、生活の管理(清拭等)、ターミナルケア

(2)診療の援助

褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置

(3)リハビリテーションに関すること

(4)家族支援に関すること

家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

3 提供するサービスの種類又は内容を変更する場合は、変更事項に係る別紙を追加して添付します。

4 事業所全体のサービス内容を検討する会議等を開催し、サービス内容の向上に努めます。

第2条(契約対象者と契約期間)

契約対象者

☐介護予防訪問看護

☐訪問看護

この契約の期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間が満了する日までとします。

ただし、契約期間満了日前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

3 居宅サービスの担当者事業所は次の通りです。

(☐にレ点のある事業所または出張所)

☐生協訪問看護ステーションあまみ

奄美市名瀬長浜町8番7号

☒サテライト生協訪問看護ステーションせとうち

大島郡瀬戸内町古仁屋松江16番4号

☒サテライト生協訪問看護ステーションあまぎ

大島郡天城町平土野7番地1

第3条(介護予防訪問看護・訪問看護計画等)

事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、必要となるサービス種類ごとに「介護予防訪問

看護・訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。介護予防訪問看護・訪問看護計画書については利用者に内容等を説明し同意を得ます。また、介護予防訪問看護・訪問看護計画書を利用者に交付します。

- 2 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法の変更を希望し、その変更が介護予防・居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに介護予防訪問看護・訪問看護計画の変更等の対応を行います。
- 3 事業所は、利用者が介護予防訪問看護・訪問看護計画の変更を希望する場合に、速やかに居宅介護支援事業所への連絡調整等の援助を行います。

第4条(高齢者虐待防止・身体的拘束等の禁止)

事業所は、サービス提供に当たり高齢者虐待や身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、対応、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

第5条(サービス提供の記録等)

事業所は、サービスを提供したときは、あらかじめ定めた記録書等の書面に、一定期間ごとに提供したサービス内容等の必要事項を記入します。

- 2 事業所は、サービスに提供する諸記録を2年間保存します。
- 3 健康手帳等へ記載をします。

第6条(利用者負担金)

サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、契約の有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

第7条(利用者の解約権)

利用者は、事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第8条(事業所の解除権)

事業所は、利用者の著しい不信行為またはカスタマーハラスメント、従業員へのセクシャルハラスメントなどにより契約を継続することが困難となった場合はその理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第9条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1)第7条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- (2)第8条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (3)次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ①利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと
 - ②利用者が要介護認定を受けられなかったこと
 - ③利用者が死亡したこと
- 2 事業所は、契約の終了にあたり居宅介護支援事業所にその旨連絡をします。

第10条(損害賠償)

事業所の訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、関係する居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を取ります。

2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について、事業所は記録します。

3 事業所は、サービス提供の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第11条(秘密保持)

事業所、および退職後も含めて職員(非常勤を含む)は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

第12条(個人情報利用)

利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省の方針、及び当法人の「個人情報保護規程」にもとづき、適切な取り扱いをします。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、また、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書より得ます。利用目的の変更の場合も同様に文書により同意を得ます。

第13条(苦情対応)

利用者は、提供したサービスに関して苦情がある場合には、事業所、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

第14条(緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算)

当事業所は、利用者・家族等の相談に対して24時間対応体制にあり、また、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行うことができます。利用者の同意がある場合に加算となります。

第15条(事業運営の透明性)

当ステーションは、法人規定の「情報公開」に基づき、事業運営や介護・看護内容の透明性確保のため、利用者・ご家族の求めに応じて「事業計画」「財務内容」、介護・看護に関する「計画書等の記録」を開示します。

第16条(契約外条項など)

この契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業所との協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

指定訪問看護重要事項説明書

1 事業所の概要及び職員体制

《主たる事業所》

事業所名	生協訪問看護ステーションあまみ	
所在地	鹿児島県奄美市名瀬長浜町8番7号	
介護保険事業所番号	第4664290022号	
管理者及び連絡先	管理者 中里 幸恵	電話 0997-57-7171 FAX 0997-54-4452
サービス提供地域	奄美市、龍郷町、大和村	

《従たる事業所》

事業所名	サテライト生協訪問看護ステーションせとうち	
所在地	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋松江16番4号県大島郡	
介護保険事業所番号	第4664290022号	
管理者及び連絡先	責任者 南 愛	電話 0997-72-2985 FAX 0997-72-2598
サービス提供地域	瀬戸内町、宇検村	

《従たる事業所》

事業所名	サテライト生協訪問看護ステーションあまぎ	
所在地	鹿児島県大島郡天城町平土野7番地1	
介護保険事業所番号	第4664290022号	
管理者及び連絡先	責任者 三島 ルリ子	電話 0997-81-2755 FAX 0997-81-2756
サービス提供地域	徳之島町・天城町・伊仙町	

職種		人 員
管理者		1 名
サービス担当職員		若干 名(常勤 名、非常勤 名)
事務担当職員		3 名(常勤 名、非常勤 3 名)
サービス提供	理学療法士	若干 名(兼任常勤 名、非常勤 名)
	作業療法士	若干 名(常勤 名、非常勤 名)
	保健師	名(常勤 名、非常勤 名)
	看護師	若干 名(兼任常勤 名、非常勤 名)
	准看護師	名(常勤 名、非常勤 名)
	その他	名(常勤 名、非常勤 名)

2 サービス提供時間

区 分	平 日	土 曜 日
提供時間	午前9時～午後5時30分	午前9時～午後1時

(注)日曜日・祝祭日、12月30日～1月3日は休みです。

表記サービス時間以外は、利用者・医師・居宅介護支援事業所と相談し対応します。

3 利用者負担金

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
具体的に利用者の方からいただく利用者負担金は、「別紙」のとおりです。
- (2) その他の利用料
 - ① 訪問看護に要する交通費
通常の事業の実施地域は無料、その他の地域は実費とする。
 - ② その他、利用者の療養及び日常生活に必要な看護材料等は実費を徴収します。
- (3) 第1項、第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けることとします。

4 サービスの中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかに前記のサービス提供責任者(管理者)までご連絡ください。
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日 までにご連絡ください。

5 緊急時の対応

- (1) サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡します。
- (2) サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やに行います。
- (3) 緊急時の対応は24時間体制で対応します。また、連絡先は以下のとおりです。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者
 - ① ステーションあまみ 所長 中里 幸恵
 - ② サテライトせとうち 南 愛
 - ③ サテライトあまぎ 三島 ルリ子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考え

られ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(緊急時連絡先)

【家族等】	氏 名	続柄
	電 話 番 号	— —
【主治医】	医療機関名	
	主治医名	
	電 話 番 号	— —

	奄美中央病院 奄美市名瀬長浜町 16 番 5 号 主治医名 電話番号 0997-52-6565
	南大島診療所 大島郡瀬戸内町古仁屋松江 16 番 4 号 主治医名 電話 0997-72-0107
	徳之島診療所 大島郡徳之島町亀津 7554 番 主治医名 電話0997-83-2131
訪問看護	生協訪問看護ステーションあまみ 所長 中里 幸恵 電話番号 0997-57-7171 サテライト生協訪問看護ステーションせとうち 責任者 南 愛 電話番号 0997-72-2985 サテライト生協訪問看護ステーションあまぎ 副主任 三島 ルリ子 電話番号 0997-81-2755
救急車	大島地区消防組合消防本部 奄美市名瀬小浜町27-5 電話 0997-52-0100 大島地区消防組合瀬戸内分署 大島郡瀬戸内町大字古仁屋1283番地175 電話 0997-72-1190 徳之島地区消防組合消防本部 大島郡徳之島町亀津7203 電話 0997-83-3160

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】	
☐ 奄美市 保健福祉部高齢者福祉課	奄美市名瀬幸町25-8 電話番号:0997-52-1111 FAX:0997-57-6252

住用総合支所市民福祉課	奄美市住用町西仲間111 電話番号:0997-69-2111 FAX:0997-69-2701
笠利総合支所いきいき健康課	奄美市笠利町中金久45 電話番号:0997-63-2299 FAX:0997-63-2184
☐ 瀬戸内町保健福祉課保健福祉係	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地 電話番号:0997-72-1068 FAX:0997-72-1120
☐ 天城町 保健福祉課 介護保険係	大島郡天城町平土野2691-1 電話番号:0997-85-5348 FAX:0997-85-3110
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

15 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 相談窓口, 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記へ連絡をお願いします。

事業所窓口	生協訪問看護ステーションあまみ 管理者 中里 幸恵 電話0997-57-7171 FAX0997-57-4452
	サテライト生協訪問看護ステーションせとうち 責任者 南 愛 電話 0997-72-2985 FAX 0997-72-2598
	サテライト生協訪問看護ステーションあまぎ 責任者 三島 ルリ子 電話 0997-81-2755 FAX 0997-81-2756
奄美市保健福祉部 高齢者福祉課	電話 0997-52-1111
笠利総合支所 いきいき健康課	電話0997-63-2299
住用総合支所 市民福祉課	電話0997-69-2111
瀬戸内町保険福祉課	電話0997-72-1068
徳之島町介護福祉課	電話0997-82-1111
天城町保健福祉課	電話0997-85-5348
伊仙町地域福祉課	電話0997-86-3111

鹿児島県国民健康 保険団体連合会	鹿児島市鴨池新町7-4 県市町村自治会館内 電話099-213-5122 FAX 099-213-0817
---------------------	---

18 奄美医療生活協同組合の概要

- (1) 名称・法人 奄美医療生活協同組合
- (2) 代表者名 理事長(医師) 福崎 雅彦
- (3) 住 所 奄美市名瀬長浜町8番7号
電 話 0997-52-0585
F A X 0997-52-8881
- (4) 業務の概要 医療・介護・福祉事業
- (5) 事業所
 - 奄美中央病院
 - 奄美中央病院通所リハビリテーション
 - 生協訪問看護ステーションあまみ
 - 生協ヘルパーステーションあまみ
 - 居宅介護支援事業所奄美中央病院
 - 南大島診療所
 - 介護老人保健施設せとうち
 - 介護老人保健施設せとうち通所リハビリテーション
 - サテライト生協訪問看護ステーションせとうち
 - 生協ヘルパーステーションせとうち
 - 徳之島診療所
 - 徳之島診療所通所リハビリテーション
 - サテライト生協訪問看護ステーションあまぎ
 - 生協在宅サービスセンターとくのしま

介護予防・居宅サービス契約の締結にあたり、上記「契約書」「重要事項説明書」により法人事業所は説明をしました。利用者は説明を受け同意します。

また、個人情報の取り扱いについても利用者は説明を受け、同意します。

年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(家 族)

(代理人)

住所

氏名

印

(法 人)

住所 鹿児島県奄美市名瀬長浜町8番7号

氏名 奄美医療生活協同組合

理事長 福崎 雅彦

印

緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算について同意します。

年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(家 族)

(代理人)

住所

氏名

印